令和８年度ポータブルＸ線撮影装置及び関係機器保守点検業務仕様書

１　業務名

令和８年度ポータブルＸ線撮影装置及び関係機器保守点検業務

２　業務期間

契約締結日から令和９年１月 29 日まで

３　業務の概要

医療法に基づいた保守点検の実施（年に１回の点検）

４　点検対象機器

装置名：ポータブルＸ線撮影装置 PX-20BTmini(株式会社ケンコー・トキナー製)

専用支持器 PS-12 型支持器

５　点検場所

香川県丸亀市土器町東八丁目 526 番地

香川県中讃保健福祉事務所　２階レントゲン室

ただし、当事務所での点検が不適当と認められるに至った場合は、当事務所担当者と協議の上、点検対象機器を送付し点検を行うものとする。

６　保守点検内容

・定期点検　年１回の点検項目（取り扱い説明書に準ずる）

（１）　管電圧試験
（２）　管電流試験
（３）　mAs 試験
（４）　可動絞りの照射野及びずれ試験
（５）　吊り手部の動作確認
（６）　絞り器確認
（７）　照射確認(スイッチ確認等)
（８）　満充電確認（バッテリーの確認）
（９）　PS-12 型支持器の検査

外観検査、薬事検査(品目仕様項目確認)、動作確認、その他の検査(専用バック等の確認)

・保守契約には下記の作業及び交換部品を含むこと。

点検調整費

点検交換部品

① 照射野ランプ等消耗品（定期交換部品）

なお、修繕対応となる部品については点検には含まないこととする。

7　その他

・委託料には、当事務所までの出張費又は、点検対象機器の輸送料を含むこと。

・業務完了後、保守点検内容を記載した報告書をすみやかに提出すること。（点検の結果、修繕を要すると判断された場合は、その内容を報告書に記載すること。）

・保守点検実施日は、当事務所担当者と協議の上、決定する。